当該相手方の写真付き身分証明書等（住所、氏名、年齢又は生年月日及び写真の情報が記録された半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた当該半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けること。

十～十三　［略］

4　［略］

（古物競りあっせん業者に係る認定の申請）

第十九条の四　［1～3　略］

4　第一項の認定申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

一　申請者が個人である場合には、次に掲げる書類

イ　［略］

ロ　次条第二号から第六号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

［二・三　略］

（古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）

第十九条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、法第二十一条の五第一項の認定を申請することができない。

一　［略］

二　刑法第二編第三十六章から第三十九章まで若しくは法又はこれらに相当する外国の法令に規定する罪を犯して罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者

三　法第四条第三号又は第四号に掲げる者

四～六　［略］

七　法人で、その業務を行う役員のうちに前五号のいずれかに該当する者があるもの

（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準）

第十九条の六　法第二十一条の五第一項の国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準は、次のとおりとする。

一　古物の売却をしようとする者からのあっせんの申込みを受けようとするときに、当該者が本人の名義の預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を行うことを当該預貯金口座が開設されている金融機関等（犯罪による収益の移転防止に関する法律第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者をいう。）が承諾していることを確かめること、当該者から申出を受けたカード番号及び有効期限に係る本人の名義のクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受けることができ、かつ、当該クレジットカードを発行した者があらかじめ当該者について登録している情報と当該者から申出を受けた情報に齟齬がないことを確かめることその他これらに準ずる措置であって人が他人になりすまして古物の売却をすることを防止するためのものを講ずること。

［二～九　略］

七～十　［同上］

［三号ずつ繰り下げる。］

4　［同上］

（古物競りあっせん業者に係る認定の申請）

第十九条の四　［1～3　同上］

4　［同上］

一　［同上］

イ　［同上］

ロ　次条第二号から第五号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

［二・三　同上］

（古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由）

第十九条の五　［同上］

一　［同上］

二　刑法（明治四十年法律第四十五号）第二編第三十六章から第三十九章まで若しくは法又はこれらに相当する外国の法令に規定する罪を犯して罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者

［号を加える。］

三～五　［同上］

［一号ずつ繰り下げる。］

六　法人で、その業務を行う役員のうちに前四号のいずれかに該当する者があるもの

（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準）

第十九条の六　［同上］

一　古物の売却をしようとする者からのあっせんの申込みを受けようとするときに、当該者が本人の名義の預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を行うことを当該預貯金口座が開設されている金融機関等（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者をいう。）が承諾していることを確かめること、当該者から申出を受けたカード番号及び有効期限に係る本人の名義のクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受けることができ、かつ、当該クレジットカードを発行した者があらかじめ当該者について登録している情報と当該者から申出を受けた情報に齟齬がないことを確かめることその他これらに準ずる措置であって人が他人になりすまして古物の売却をすることを防止するためのものを講ずること。

［二～九　同上］